

事務総局会議（第23回）議事録

日時	平成30年9月4日（火）午前10時00分～午前10時56分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、村田家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<p>1 平成30年度外国出張計画について 徳岡秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 司法研修所事務局分課規程の一部を改正する規程の制定について 中村総務局長説明（資料第2）</p> <p>3 平成30年秋の藍綬褒章受章者の内定について 堀田人事局長説明（資料第3）</p> <p>4 平成30年度簡易裁判所民事事件担当裁判官等協議会の開催について 平田民事局長説明（資料第4）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 2, 3</p> <p>◎ 了承 1, 4</p>
秘書課長 徳岡 治 	

事務総局会議資料 第1
(9月×日開催)

平成30年度外国出張計画

出張

- | | |
|---|---------|
| 1 国際会議 | 合計 3 人 |
| (1) 第5回世界成年後見大会（韓国、約2日間）【家庭局】 | 裁判官 2 人 |
| (2) 韓国・司法研修院（JRTI）主催の国際会議（韓国、約2日間）【司法研修所】 | 裁判官 1 人 |

事務総局会議資料 第2
(9月X日開催)

(平成30.9.4総一印)

司法研修所事務局分課規程の一部を改正する規程の制定について

(配布資料目録)

- 1 司法研修所事務局分課規程の一部を改正する規程
- 2 理由
- 3 司法研修所事務局分課規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(平成三〇・九・五総一印)

最高裁判所規程第 号

司法研修所事務局分課規程の一部を改正する規程

司法研修所事務局分課規程（昭和二十四年最高裁判所規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、平成三十年十月一日から施行する。

理由

司法研修所事務局の事務の適正かつ円滑な運営を図るため、その事務分掌を改める必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

司法研修所事務局分課規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

司法研修所事務局分課規程（昭和二十四年最高裁判所規程第十四号）

新

旧

第三条 経理課においては、次の事務をつかさどる

第三条 経理課においては、次の事務をつかさどる

(削る)

十一 前渡資金に関する事項

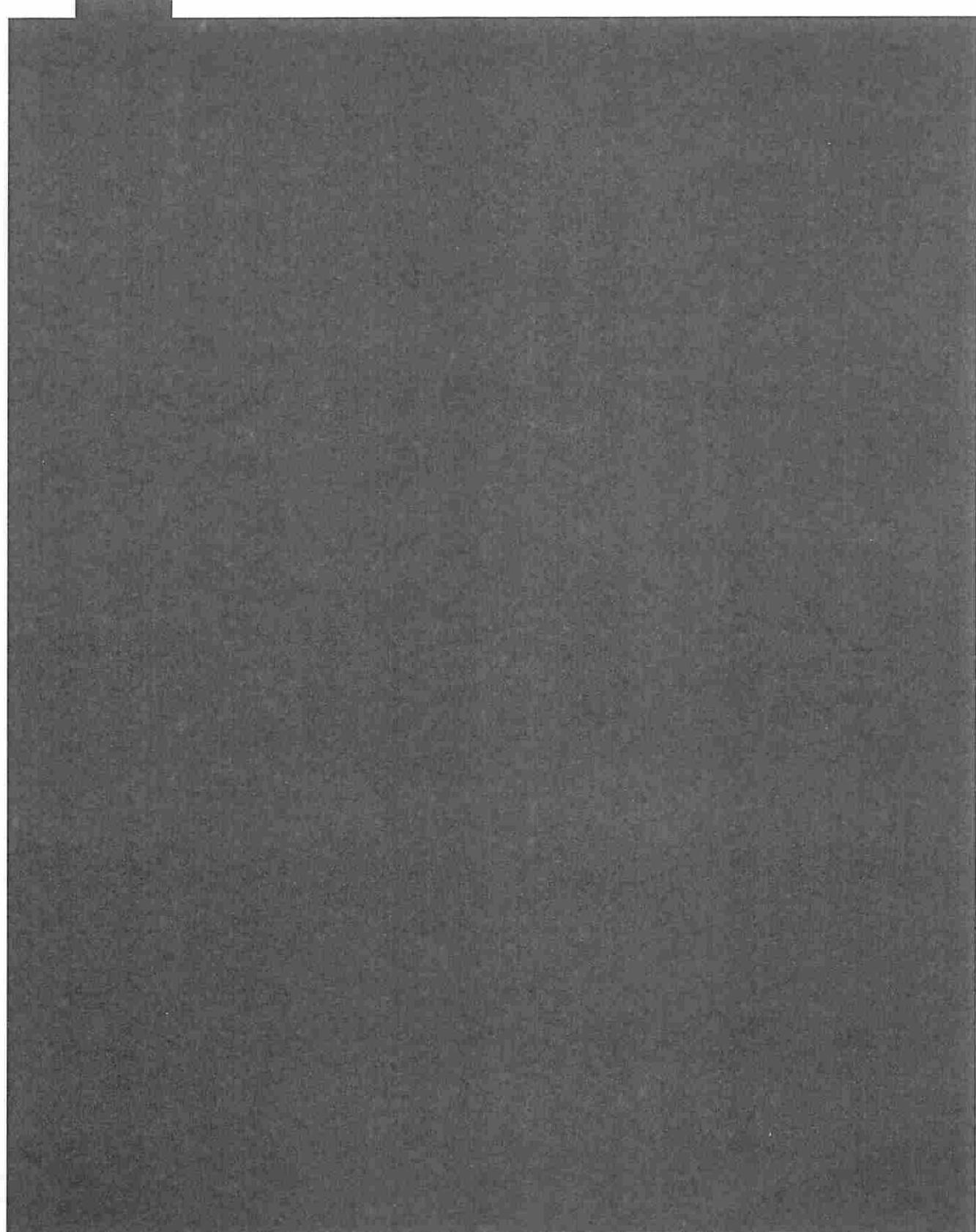
十一四 (略)

十一五 (同上)

事務総局会議資料 第3
(9月4日開催)

平成30年秋の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功労業務	氏 名
-------	------	-----



平成30年秋の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 序	功労業務	氏 名

平成30年秋の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功労業務	氏 名
		計 ■名

(平成30.9.4 民二印)

簡易裁判所民事事件担当裁判官等協議会の開催について

- 1 主催 (1) 東京, 札幌各高等裁判所
(2) 大阪, 広島各高等裁判所
(3) 名古屋, 仙台各高等裁判所
(4) 福岡, 高松各高等裁判所
- 2 期日 平成31年1月から2月までの間の1日
- 3 場所 1(1)については、東京高等裁判所
1(2)については、大阪高等裁判所
1(3)については、名古屋高等裁判所
1(4)については、福岡高等裁判所
- 4 協議事項 (1) 簡易裁判所の本来的役割を踏まえ、訴訟事件の審理運営の更なる改善を図るために府として取り組むべき事項
(2) 民事調停の更なる運営改善を図り、その手続が適切に選択されるようにする上で簡易裁判所判事が果たすべき役割及び府として取り組むべき事項
- 5 協議員 (1) 各地方裁判所の所在地にある簡易裁判所の民事事件担当裁判官
1人（できるだけ民事訴訟事件及び調停事件の両方を担当している裁判官。なお、東京及び大阪の各簡易裁判所は民事訴訟事件担当裁判官及び調停事件担当裁判官1人ずつ）
(2) 上記簡易裁判所を管轄する地方裁判所の民事事件担当裁判官1人
(3) 上記簡易裁判所を管轄する地方裁判所（東京、大阪、名古屋、福岡及び札幌を除く。）の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人
(4) 東京簡易裁判所の民事首席書記官並びに大阪、名古屋、福岡及

・び札幌各簡易裁判所の首席書記官